

静岡県立大学短期大学部質保証委員会細則

平成 20 年 4 月 1 日 細則第 29 号

改正 平成 21 年 7 月 1 日

改正 平成 28 年 4 月 1 日

改正 令和 2 年 4 月 1 日

改正 令和 3 年 6 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、静岡県立大学短期大学部内部質保証に関する規程（以下「内部質保証規程」という。）第 2 条第 2 項及び静岡県公立大学法人質保証委員会規程第 6 条第 2 項の規定に基づき、短期大学部質保証委員会（以下「委員会」という。）の組織その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学の内部質保証の基本方針及び実施基準等の策定に関すること。
- (2) 内部質保証の実施に関すること。
- (3) 短期大学部の内部質保証の実施状況の取りまとめ及び公表に関すること。
- (4) 内部質保証規程第 4 条に規定する第三者による評価の受審に関すること。
- (5) その他委員会が必要と認める事項。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 短期大学部部長
- (2) 短期大学部副部長
- (3) 事務部長
- (4) 学生部長
- (5) 附属図書館長
- (6) 各学科及び一般教育等の学科代表
- (7) キャリア支援センター分所長
- (8) 健康支援センター分所長
- (9) その他短期大学部部長が指名する者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は短期大学部部長をもって充て、副

委員長は短期大学部副部長をもって充てるものとする。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務室において処理する。

(委任)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。